

事務局長	係長	係

第 27 回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 9 月 3 日（水）午前 9 時 0 0 分～午前 9 時 5 0 分

2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2 階）

3. 出席者（10 名）

委員	永尾 敏行	農地利用最適化推進委員	永尾 勝芳
委員	山下 洋一	農地利用最適化推進委員	山崎 和幸
委員	武村 哲也	農地利用最適化推進委員	牛島 幸雄
委員	竹下 砂男		
委員	梶原 一郎		
委員	吉村 尚子		
委員	中島 英昭		

4. 欠席者（名）

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

委員 ■ 番 ■■■ ■■■ 委員 ■ 番 ■■■ ■■■

第 2 【議案第 8 号】 農地法第 3 条の規定による所有権の移転について（1 件）

6. その他 ・ 認定農業者の認定に係る意見聴取について（1 件）

7. 農業委員会事務局

事務局長	古賀 九州男
係 長	津野 弘樹
書 記	野村 有加里

8. その他出席職員

主 事 畦山 一道

9、会議の内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和7年度第27回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は10名中10名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は永尾会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員にお願いいたします。なお、本日の議事録書記には野村氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第8号農地法第3条の規定による所有権の移転について(案)1件について議題に供します。事務局から議案第8号の朗読と説明をお願いいたします。

津野係長

おはようございます。それでは1ページをご覧ください。
令和7年8月21日に申請があった分について説明をいたします。

【以下、議案第8号農地法第3条の規定による所有権の移転について内容を朗読及び説明】

それでは、別紙の「3条に関わる意見書の許可基準調査書」を御覧ください。1.権利の種類ですが、今回は所有権の移転となっております。続いて2.農地法第3条第1項該当の有無です。第1号世帯員や機械の状況から全ての農地において耕作すると認められない場合については、農業経験は家庭菜園程度であるが、畑作を目的とした農機具を所有されており全ての農地を耕作すると認められますので意見無しでよいかと思えます。第2号については法人ではありません。第3号は信託の引き受けではありません。第4号権利を取得しようとする者が、取得後耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合は、聞き取りにより常時従事すると認められるので該当しません。

第5号につきましては貸付、質入れ等ではございませんので該当いたしません。第6号権利を取得しようとする者の耕作内容、農地の位置・規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化等の周辺農地の総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合につ

いては、現在の利用状況と変化はなく、周辺農地の総合的な利用状況の確保に特に支障はございません。以上により許可相当ではないかと思われますので意見書の方を作成しております。下の資料 3 の方ですが使用貸借権や賃貸権の場合に記載するので該当はありません。以上によりご審議のほど宜しくお願いします。

議長 ありがとうございます。議事に入る前に地元の農業委員よりご意見等はございますか。

武村委員 現地を確認に行きましたが、非常によく管理をされていたので、現状された方がよいと思います。

議長 それではご質問等はございませんか。

委員 4989-1 番地の農地への入り口はどこからでしょうか。

津野係長 議案資料書 8 ページの現地写真をご覧ください。

【以下現地写真をもとに説明】

■■■■さん自宅敷地の方より入って行く様になります。この御自宅も■■■さんの方が譲り受ける様な話がありますので別の方に家が渡る事もないので通作路自体は確保できます。

議長 分られましたか。他に質問はないでしょうか

(質問・意見等なし)

議長 それでは採決いたします。議案第 8 号農地法第 3 条の規定による所有権の移転について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第 8 号農地法第 3 条の規定による所有権の移転(案)について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。

議長 ・それでは、続きまして第 4 その他について
・認定農業者の認定に係る意見聴取について(1 件)

畦山主事 農業経営改善計画認定申請書について説明

■■■■氏案件

【以下資料に基づき内容を説明】

議 長 何か質問等はありませんか。

委 員 農業経営改善計画認定書の数字や面積の修正等が必要な箇所があるようです。

議 長 意見が出た分は修正を行うようにお願いします。

他にはありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 続いて、その他の別紙、農地のあっせん価格の基準について(参考資料) H24 見直しについて説明をお願いします。

【以下資料に基づき説明】

津野係長 農地の売買の話が出ておりました、どちらと言えれば手放したいと相談がございまして場所は中島地区です。農業委員会があっせんの案件の場合の基準について説明は必要かと思えます。実際のところ平成 24 年に 1 回見直しがされておりました、その後の見直しが行われていない状況もありましたので今回は平成 24 年に決めた分を資料の方に掲載しています。近隣市町、農業公社の方に現在の状況を聞いてそれを示させて戴いたうえであっせん基準の話が出来ればと思えます。

【以下資料に基づき説明】

古賀課長 経緯について私は平成 24 年に農業委員会に在籍をしていましたので当時は 125 万を越える高額な価格で、近隣も農業公社も同じ金額でした。価格が高額な為、あっせん基準を見直す事となりました。まず、最高額を 10 万下げて、115 万を最高額とし、パイプラインの有無、排水不良、作業に支障がある、日照不良等に概当すれば 5 万ずつ減額し最高額を 95 万とすることとしたのが最後です。現在は優良田で高くて 100 万位いで動いています。今回はあっせんの申出ですが書類自体はまだ提出はされていませんが、先日、所有者と農家さんと■■委員さんと顔合わせを行っています。現在はまだ別の方が利用権を持たれていますので実際には 1 年後の話になります。農業委員さんが正式に介入してあっせんとなり農業公社を使って売買するような案件ですと一定の基準が必要となると思えます。それで今から委員さん方の意見が聞ければと思えます。

議 長 中島地区の案件で購入者の方が高額なら買わないと言われたら
どうなりますか。

津野係長 所有者の方が手放したいと思われています、金額の相場も分か
らない状態です。

議 長 他にありませんか。

(質問・意見等なし)

事務局 連絡事項ですが研修会について。
9月11日(木)研修会は12時30分役場集合でお願いします。

他になければこれで終わります。閉会をお願いします。

議 長

副 議 長 それではこれもちまして、第27回大町町農業委員会総会
を閉会いたします。次回の農業委員会総会は、10月3日(金)
に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員